

教育委員会定例会(6月)会議録

日 時 令和6年6月25日(火) 17時30分～19時00分

場 所 久留米市役所本庁3階 308会議室

出席委員 井上 謙介(教育長)
内村 直尚(委員)
富永 孝太郎(委員)

江頭 理江(委員)
御厨 千秋(委員)
小田 まり子(委員)

事務局 重石 悟(教育部長) 廣松 和美(市民文化部長)
平田 敬一(教育部次長) 古賀 裕二(市民文化部次長)
四ヶ所 清隆(教育監) 江頭 信人(教職員課長)
笠 一生(教育センター所長)
稲益 久之(市民文化部高校総体担当次長(兼)体育スポーツ課長)
古閑 昭寛(学校規模担当課長) 渡辺 唯希(学校施設課長)
中島 幸弘(学校施設課計画主幹) 飯田 智久(学校施設課設備主幹)
石橋 豊裕(教職員課人事管理担当課長) 田中 浩之(学校教育課長)
古賀 友理子(学校教育課学務主幹) 田中 佳幸(学校教育課人権・同和教育担当課長)
原 英治(学校教育課主幹) 深田 将(学校保健課長)
新村 敏(教育ICT推進課長) 岡 佐智代(教育ICT推進課指導主幹)
大鶴 信明(文化振興課長)

議 案

第25号議案 久留米市立通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

協議事項

(1) メンタルヘルス不調による教員に対する復職支援について

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和6年第2回(6月)久留米市議会一般質問回答要旨
- (3) 学校給食のあり方及び給食費に関する検討について
- (4) 中学校部活動の地域移行の検討状況について
- (5) 久留米市不登校対応施策推進委員会の設置について
- (6) 令和6年度定時制・通信制高校等説明会の開催について
- (7) 久留米市立小学校の小規模化への対応について

議案

第25号議案 久留米市立通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

教育長 ただいまから、「久留米市教育委員会6月定例会」を開会いたします。

 それでは、議案の審議に入ります。

 「第25号議案 久留米市立通学区域審議会委員の任命又は委嘱について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 ≪議案説明≫

教育長 事務局からの説明は終わりました。
 委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、採決に入ります。
 「第25号議案 久留米市立通学区域審議会委員の任命又は委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) 挙手

教育長 賛成全員であります。よって、第25号議案を原案のとおり承認いたします。
 次に協議事項に入ります。

協議事項

(1) メンタルヘルス不調による教員に対する復職支援について

教育長 このことについて、本協議事項をご提案いただいたA委員より、提案書の内容について説明をお願いします。

A委員 ≪提案理由等説明≫

教育長 続いて、これに対する事務局からの説明を求めます。

事務局 ≪協議事項説明≫

教育長 事務局からの説明は終わりました。
 委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

- A委員 カウンセリング窓口が複数あるとのことですが、その利用実態を教えてください。
- 事務局 具体的に公表されていないのですが、経験上、そう利用されていないかと思います。
- A委員 学校の管理職は、主治医とどのくらいコミュニケーションを図って復帰訓練の計画を策定されていますか。
- 事務局 全ての事例について、主治医と面談しているわけではございません。特に復帰訓練が可能かどうか判断に悩むときに、主治医へ相談したという報告を管理職から受けています。
- A委員 復職後に、保健師など専門職によるフォローの実態はありますか。
- 事務局 保健師が面談をするといった制度はありませんが、復職後の相談窓口は、管理職や学校配置のスクールカウンセラーが担っています。
- A委員 県教育委員会と各市町村間で、復職支援に関するマニュアルや今後のメンタルヘルスの対応策についての協議の機会がありますか。
- 事務局 県教育委員会とそのような協議の場が設けられることはありませんが、県の窓口となる各教育事務所との意見交流や、教育事務所から本庁へ意見を伝えてもらうことはできます。
- B委員 保育園においても、3年以内に辞める保育士が多く、辞職した者ではなく指導者側に問題があったという事例がありますので、指導者側のメンタルケアも考えていただければと思います。

- 事務局 学校では、校長や教頭経験者等が初任者の指導にあたっています。指導者からの相談については、教職員課が窓口となって所属長や指導者本人に指導・支援を行っています。
- C委員 休職し、復職後にいったん退職したが、講師を経て再度教員採用試験を受け、現在教員として勤めているという事例があります。
久留米市において、一度離職して再度教員となった事例はありますか。
- 事務局 久留米市においても、一度離職した教員が、再度教員採用試験を受けて採用された例はございます。
- C委員 復職する際に、転勤の希望はかなうようになっていますか。
- 事務局 休職中に所属長が本人へ面談を行い、勤務先を変えたほうが良いという意見を受けた場合には、転勤することもあります。休職に至るまでの背景はそれぞれ異なりますので、本人が一番復帰しやすく、力を発揮できるような人事配置を行っています。
- D委員 休職後は元の職場で復職することが原則ですが、そこでの人間関係で鬱病になったような方は、元の職場がトラウマになっているので、そのような場合は別の職場に変わることができるということでしょうか。
- 事務局 できるだけ円滑に復帰するためには、職場を変える必要がある場合もあります。

D委員 職場によっては原則から外れることを嫌うところもありますが、様々な要因で鬱病になるので、柔軟に変えていく必要があります。そういう意味で、復職の際に転勤するというのは、復帰するうえでは大事です。また、公立学校から私立学校に変わるだけでも全然違います。塾の講師など、保護者対応や教員間のいじめ等から逃れ、純粋に生徒に教えるということに能力を発揮される方もいます。

 また、復帰訓練中の立場はどのようなになりますか。

事務局 復帰訓練は休職中に行うため、休職扱いになります。

D委員 その間に事故に遭った場合の補償については、いつも問題になるところです。

事務局 福岡県においては、職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため、傷害保険に加入するという仕組みになっています。

D委員 休職中なので、本人が傷害保険に加入するということですよね。職場から守られていないということから、復帰訓練をしたくないという方もいます。

事務局 県によって様々な事例があるようです。ご意見として教育事務所に要望を挙げることも検討いたします。

教育長 久留米市の状況は分かりますか。

事務局 「慣らし出勤」と「試し出勤」の2通りの方法があります。休職中に復帰訓練を行うパターンと、休職が明けた後に復帰訓練を行うパターンで、後者の場合は公務中という扱いになります。前者の場合は、休職期間中であることから、その間の補償はありません。

E 委員

ストレスの要因が挙がっていますが、校種によって違いがあるのか気になります。特別支援学校は休職者が多くなっており、要因として別のものがあるのではないかと思います。例えば、教員免許の種類や講師間で違いがあるのか、年代や性別など色々なことを調べてみると、新たな特性が見えてくるかと思います。

また、メンタルヘルス不調に至っていない方のメンタルヘルスを改善するためのプログラムは、教員研修などで行われていますか。

事務局

ストレス要因は校種によって異なります。中学校は部活動、小学校は保護者対応が多くなっています。ストレスチェックはプライバシーの問題もあり、詳細が分かりづらいため、特別支援学校の主な要因は不明です。

また、セルフケアの研修は、キーマンとなる教頭に対しての研修を検討してまいります。

事務局

セルフコントロールの研修は、初任者研修の中で行っています。また、初任者を指導する教員に対しても、同様の研修を行っています。

A 委員

文部科学省の資料「復職支援プログラムの概要」によると、神戸市では「リワーク支援プログラム」において、近畿中央病院の精神科医と臨床心理士の専門家チームによってグループワークを実施するというフォローがなされているようですが、このような他自治体の復職支援プログラムを参考に、改善や取組を加えたりすることは検討できますか。

事務局

神戸市は政令市であり、任命権者としての取組が行われています。今後、文部科学省が好事例を集めて、全国に実施例を示すと、各県の教育委員会がそれに準じるものと思われます。今回出た意見は、教育事務所を通じて県教育委員会へ伝えていきたいと思っています。

D委員 復帰をするためのリワーク支援を行っているところはたくさんありますが、職種を分けておらず、教員だけを対象にしているのはほとんどないと思います。リワークを行うと復帰しやすいというのは、データからも明らかです。教員に限って行った方がより効果的だと思いますが、それだけの需要があるかどうかという問題はあります。

教育長 他に委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長 これで協議事項を終わります。委員の皆様、多くのご意見をいただきありがとうございました。次に報告事項に移ります。

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和6年第2回(6月)久留米市議会一般質問回答要旨
- (3) 学校給食のあり方及び給食費に関する検討について
- (4) 中学校部活動の地域移行の検討状況について
- (5) 久留米市不登校対応施策推進委員会の設置について
- (6) 令和6年度定時制・通信制高校等説明会の開催について
- (7) 久留米市立小学校の小規模化への対応について

今後のスケジュール

- 7月定例会：7月25日(木) 13:00～18:00
場所：久留米市役所本庁3階 308会議室
- 8月定例会：8月28日(水) 15:00～16:30
場所：久留米市役所本庁20階 第3委員会室

教育長 これで全ての審議が終了しました。以上をもちまして、久留米市教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。